

組立保険 制度

組立保険 制度のご案内

多くは公共工事の場合、発注者から【義務付けられる保険】です。

◎ 本制度内容

対象工事期間中に、工事現場で発生した据付、組立工事中の機械、設備、装置等が不測かつ**突発的事故で損害**をうけたとき、その復旧に要する費用をお支払いするための”**組立保険制度**”です。

◎ 本制度内容

対象工事期間中に、工事現場で発生した据付、組立工事中の機械、設備、装置等が不測かつ**突発的事故で損害**をうけたとき、その復旧に要する費用をお支払いするための”**組立保険制度**”です。

◎ 本制度の対象 となる工事業務の範囲

- (1) 電気工事
- (2) 電気工事に付随する建設業法上の専門工事
 - ① 工事名称に〇〇電気工事と明記され、見積内訳書の内容に電気工事に関する費用の計上があり、その割合が主となる**建設業法上の専門工事**
 - ② **電気工事を伴う通信設備工事**
電話・インターホン・視聴覚・光ケーブル・TV 共聴・自火報等通信設備の工事。
 - ③ **電気工事を伴う空調設備工事**
空調設備工事・管工事等（機械器具設備工事・水道設備工事は含まない）。
- (3) 一般電気工作物 「保守管理業務」 他保守的な業務

◎ 補償金のお支払い例

- ・ 火災事故、ショート・アーク・スパーク・過電流等の**電氣的事故**。
- ・ **組立・据付作業の欠陥による事故**。
- ・ 暴風雨・高潮・洪水・はん濫・落雷・氷害による事故等。

◎ 補償期間

- ・ 通常、対象となる個別工事の工事期間（対象工事の開始または機械・設備等が工事現場に最初に荷下ろしされた時から工事引き渡し完了時まで）と同じ保険期間となります。

- ・ 対象工事となる工事の引き渡し後 1 年超経過した後に発生した事故による賠償責任は対象となりません。
- ・ 加入費を添えてお申し込み頂いた任意の保険期間の初日午後 4 時から終了日午後 4 時までとなります。(加入費の領収前に発生した事故は補償の対象となりません。)

◎ 保険金額（ご契約金額）の設定

$$\text{保険金額} = \text{対象となる工事の請負} + \text{消費税}$$

◎ 補償金が給付されない事故例

- ・ 加入者または工事現場責任者の故意または重大な過失によって生じた損害。
- ・ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変によって生じた損害。
- ・ 暴動、騒じょう、労働争議中の暴力行為やその他の違法行為、秩序の混乱によって生じた損害。
- ・ 官公庁による差押え、没収または破壊によって生じた損害。
- ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。

◎ 補償金の内容

- (1) **修理費**（修理には、材料費、加工費、分解・組立費、運送費を含みます）
- (2) 修理に必要な**点検・検査費用**
- (3) **損害拡大防止・軽減費用**

工事中仮設物、工事中仮設建物およびそれに収容の什器・備品については、損害額を時価（同等の物を新たに建築あるいは購入するのに必要な金額から使用に消耗分を控除して算出した金額）により算出した保険金額の 2%、又は 500 万円のいずれか低い額を限度として上記の損害額に含めます。

- (4) 残存物の廃棄のための**運搬費や運搬後処理費用**
- (5) **特別費用**（急行貨物割増運賃、残業、休日勤務および夜間勤務による割増運賃のこと

◎ もし事故が起こったら

- (1) 事故が起こったら、直ちに（30 日以内に）各所属組合事務局へご連絡下さい。
- (2) 保険会社の了承なく示談した場合は示談金の全額が補償されない場合があります。